

愛媛県教育委員会公印規程の一部を
改正する訓令（案）の概要

1 改正理由

教育長職務代理者の設置に伴い、教育長職務代理者印を新設するため、この訓令の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

教育長職務代理者印の新設
その他の規定整備

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

平成29年3月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

愛媛県教育委員会公印規程（昭和36年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(公印の種類)	(公印の種類)	(公印の種類)
第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。	第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。	第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。
(1) 職印	(1) 職印	(1) 職印
教育長印	教育長印	教育長印
<u>教育長職務代理者印</u>	<u>教育長職務代理者印</u>	
省略	省略	省略
(2) 省略	(2) 省略	(2) 省略
2 省略	2 省略	2 省略
(公印の管守者)	(公印の管守者)	(公印の管守者)
第4条 次の公印は、教育総務課長が管守する。	第4条 次の公印は、教育総務課長が管守する。	第4条 次の公印は、教育総務課長が管守する。
(1) 省略	(1) 省略	(1) 省略
(2) <u>教育長職務代理者印</u>	(2) <u>教育長職務代理者印</u>	
(3) 省略	(3) 省略	(2) 省略

(4) 省略

(5) 省略

2・3 省略

4 公印の管守者は、自ら公印を管守することが事務処理上適当でないとき、あらかじめ、所属の職員中から公印の取扱者（以下「公印取扱者」という。）を指定して補助させる

_____ ことができる。

(告示)

第8条 教育長印、教育長職務代理者印又は教育委員会印を新設し、改刻し、又は廃止したときは、その旨を告示するものとする。

(公印の使用)

第10条 省略

2 教育総務課長の管守する教育長印、教育長職務代理者印又は教育委員会印を使用する証票、賞状等（以下「証票等」という。）で、事前に一括して当該公印を押納しておくことが適当と認められるものについては、教育総務課長又はこれらの公印に係る公印取扱者は、当該公印を事前に押納することができる。

3 省略

4 公印の管守者又は公印取扱者は、公印を使用したときは、公印使用簿（様式第5号）に必要事項を記録させなければならない。

5 前項の公印使用簿は、毎日公印の管守者において査閲しなければならない。

(旧印の保存)

第13条 公印の管守者は、改刻により不用となつた旧公印又は職制等の変更により使用しなくなつた公印を、その時から起算して、

(3) 省略

(4) 省略

2・3 省略

4 公印の管守者は、自ら公印を管守することが事務処理上適当でないとき、あらかじめ、所属の職員中から公印取扱者を指定して、公印の管守及び

使用に当らせることができる。

(告示)

第8条 教育長印、教育委員会印を新設し、改刻し、又は廃止したときは、その旨を告示するものとする。

(公印の使用)

第10条 省略

2 教育総務課長の管守する教育長印又は教育委員会印を使用する証票、賞状等（以下「証票等」という。）で、事前に一括して当該公印を押納しておくことが適当と認められるものについては、教育総務課長又はこれらの公印に係る公印取扱者は、当該公印を事前に押納することができる。

3 省略

4 公印管守者 又は公印取扱者は、公印を使用したときは、公印使用簿（様式第5号）に必要事項を記録させなければならない。

5 前項の公印使用簿は、毎日公印管守者において査閲しなければならない。

(旧印の保存)

第13条 公印の管守者は、改刻により不用となつた旧公印又は職制等の変更により使用しなくなつた公印を、その時から起算して、

次により保存しなければならない。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条に規定する教育委員長の印、教育長印、教育長職務代理人印及び教育委員会印 永年

育委員会印 永年

(2) 省略

- 2 公印の管守者は、前項の保存期間を経過した公印を、細断又は焼却の方法により棄却処分しなければならない。

(公印取扱の調査)

第15条 省略

- 2 前項の規定により調査の際、必要があると認めるときは、教育総務課長は、公印の管守者に報告を求め又は参考書類の提出を求めることができる。

別表2（第3条関係）

第1 ひな形

1 職印

愛媛県教育委員会教育長印

愛媛県教育委員会教育長職務代理人印

愛媛県教育委員会副事務局長印

愛媛県教育委員会副事務局長印

愛媛県教育委員会事務局管理部長印

中予教育所事務長印

愛媛県立川之江高等学校校長印

次により保存しなければならない。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条に規定する教育委員長の印、教育長印及び教育委員会印 永年

育委員会印 永年

(2) 省略

- 2 公印管守者は、前項の保存期間を経過した公印を、細断又は焼却の方法により棄却処分しなければならない。

(公印取扱の調査)

第15条 省略

- 2 前項の規定により調査の際、必要があると認めるときは、教育総務課長は、公印管守者に報告を求め又は参考書類の提出を求めることができる。

別表2（第3条関係）

第1 ひな形

1 職印

愛媛県教育委員会教育長印

愛媛県教育委員会副事務局長印

愛媛県教育委員会管理部長印

愛媛県教育委員会事務局管理部長印

中予教育所事務長印

愛媛県立川之江高等学校校長印

2 省略

2 省略

備考

1～3 省略

第2 寸法

公印の種類	寸法方 (ミリメートル)
教育長印 教育長職務代理者印 省略	省略
職印	27
省略	

様式第3号 (第6条関係)

省略

省略	省略
使用開始	年 月 日 告示第 号
改刻 又は 廃止	年 月 日 改刻 年 月 日 廃止
	理由 組織変更 業務廃止 損傷 摩滅 亡失 その他 ()
省略	

注 告示欄は、教育長印、教育長職務代理者印又は教育委員
会印の場合のみ記載すること。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- この訓令施行の際現にある改正前の愛媛県教育委員会公印規程様式第3号の規定による公印台帳は、改正後の愛媛県教育委員会公印規程様式第3号の規定による公印台帳とみなす。

備考

1～3 省略

第2 寸法

公印の種類	寸法方 (ミリメートル)
教育長印 省略	省略
職印	
省略	

様式第3号

省略

省略	省略
使用開始	年 月 日 年 月 日
廃止	年 月 日
	理由 組織変更 業務廃止 盗難 亡失 改刻 その他 ()
省略	

(注) 告示欄は、教育委員長印、教育長印、
員会印の場合のみ記載すること。

議案説明

教育長職務代理者の設置に伴い、この訓令の一部を改正しようとするものである。